

下請取引の適正化

下請適正取引等の推進のためのガイドライン・下請かけこみ寺をご活用下さい。



1 下請適正取引等推進のためのガイドラインをご活用ください

経済産業省等では、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係を構築するため、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

現在、以下の15業種で下請ガイドラインが策定されています。（平成22年9月末現在）

- ①素形材 ②自動車 ③産業機械・航空機等 ④繊維 ⑤情報通信機器 ⑥情報サービス・ソフトウェア
⑦広告 ⑧建設 ⑨トラック運送 ⑩建材・住宅設備 ⑪放送コンテンツ ⑫鉄鋼 ⑬化学
⑭紙・紙加工品 ⑮印刷

下請ガイドラインはそれぞれの業界の特性に応じて、下請代金法や独占禁止法上問題となる行為の具体的な解説を行うとともに、望ましい取引事例（ベストプラクティス）を紹介し、その普及を図っています。

【ベストプラクティスの事例】

- ・原材料や重油等の副資材について、価格スライド制をとっており、毎月値決めしている。
- ・調達方法の見直し、新工法開発、低コスト設計等について親・下請事業者双方からの提案を通じ原価を低減。成果は両者でシェアする。
- ・配送頻度アップの要請で配送費用が負担になった際に、親事業者側が巡回集荷に切り替え、配送費を負担。
- ・補給品と量産品の区分リストを作成し、補給品の定義を明確化した上で、補給品単価を決定。

⇒他の業種にも普及すべきものを共通的な事項としてベストプラクティス集（三訂版）を作成（中小企業庁 HP を参照ください）

2 下請代金支払遅延等防止法

【下請代金支払遅延等防止法～下請代金法】

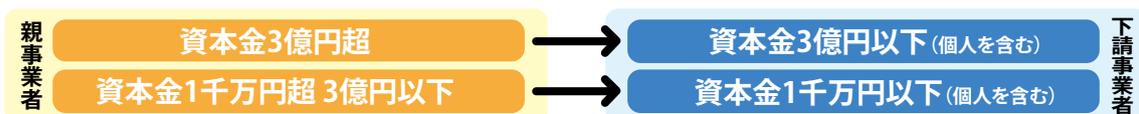
- ・親事業者と下請事業者の間の「**適正な取引の実現**」と「**下請事業者の利益を保護**」を目的に昭和31年に独占禁止法の特別法（補完法）として制定
- ・独占禁止法による優越的地位の濫用行為を規制する場合、認定手続きに相当の期間を要し問題解決の時機を逸するおそれがある上、親事業者と下請事業者との継続的取引関係をむしろ悪化させる要因となる場合もあることから、下請事業者の利益を確保するために下請代金法が制定された
- ・下請代金法の適用となる下請取引の範囲を①取引当事者の資本金②取引の内容の両面から定めている
- ・親事業者が守らなくてはならない『4つの義務』と行ってはいけない『11の禁止行為』が定められている

◆改善指導、勧告等が行われます

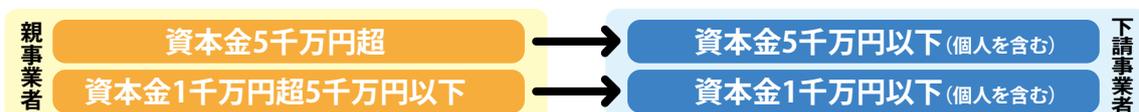
悪質な違反者に対しては、原状回復を求めるとともに、再発防止策を講じるよう改善勧告を行います。勧告を受けた事業者は、企業名を公表される場合があります。

参考 親事業者、下請事業者の定義

- ◆物品の製造委託・修理委託
- ◆情報成果物作成委託（プログラム作成に係るもの）
- ◆役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



- ◆情報成果物作成委託（プログラム作成に係るものを除く）
- ◆役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く）



親事業者が守らなければならない4つの義務

発注契約

①発注の際は、書面を作成してその**書面**を直ちに**下請事業者に渡す**必要があります。

口頭発注はトラブルの元です！

②発注書面には、「**支払期日**」を定め、記載する必要があります。

発注書面の記載事項が定められています。



納入

③取引が完了した後も、取引の内容を**記録し**、**2年間保存**する必要があります。

④支払が遅れた場合は、**遅延利息を支払う**必要があります。(年率14.6%)

物品等を受領した日から**60日以内**に！



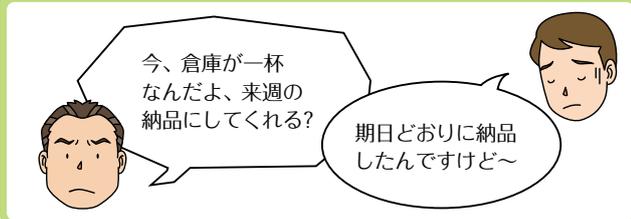
代金支払

親事業者の行ってはいけない11の禁止行為

以下の行為は全て「禁止行為」です

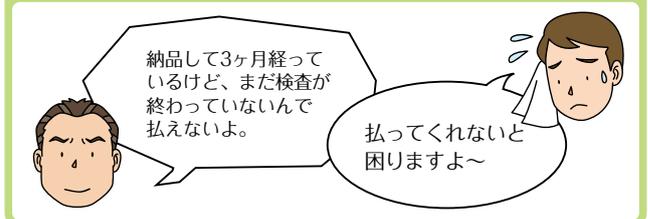
受領拒否

下請事業者に責任がないにもかかわらず、発注した物品等を受領しないことです。発注の取消しや納期の延期も受領拒否になります。



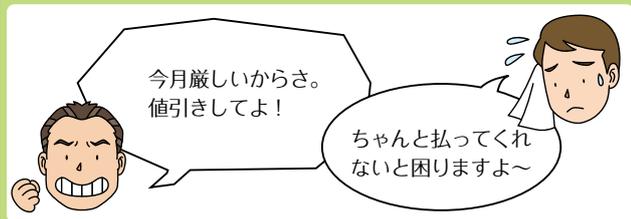
下請代金の支払遅延

親事業者が発注した物品等の受取日から、60日以内で定められた支払期日までに親事業者が下請事業者に下請代金を支払わないことです。



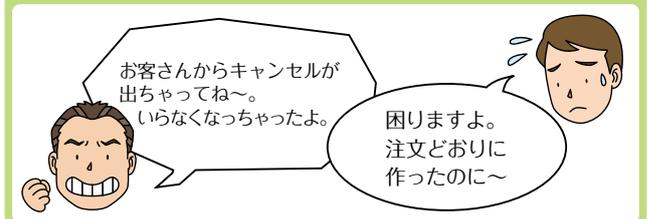
下請代金の減額

下請事業者に責任がないにもかかわらず、発注時に決めた下請代金を発注後に減額することです。協賛金、値引きなどの名目に関わらず、あらゆる減額行為が禁止されています。



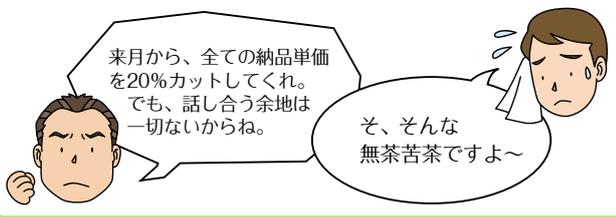
不当返品

下請事業者に責任がないにもかかわらず、受領した物品等を返品することです。



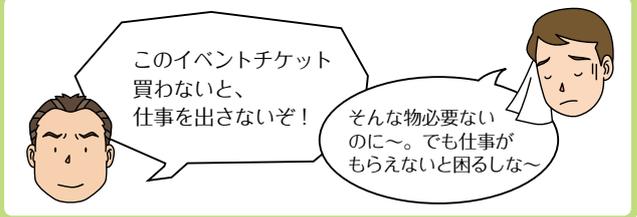
買ったとき

下請代金を決める際に、通常支払われる対価に比べて著しく低い価格を親事業者が一方的に定めることです。



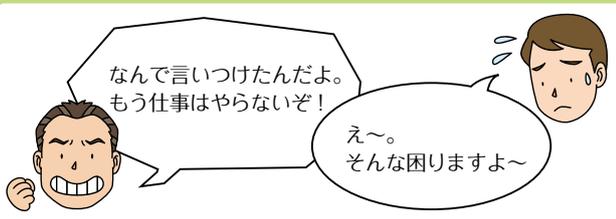
物の購入強制・役務の利用強制

正当な理由がないにも関わらず、親事業者が自社製品等の購入や、親事業者が指定するサービス等の利用を強制することです。



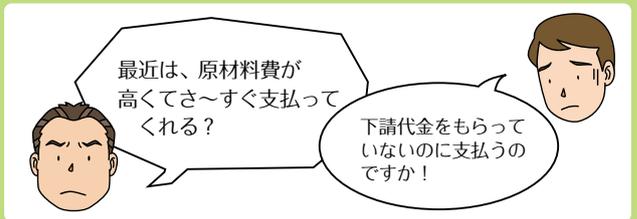
報復措置

下請事業者が親事業者の下請代金法の違反行為を所管官庁に知らせたことを理由として、親事業者が取引の停止や減額、その他不利益な取扱いをすることです。



有償支給原材料等の対価の早期決済

親事業者が有償で支給した原材料の代金を、下請事業者が原材料を用いて製造した物品等の代金よりも早く支払わせることです。



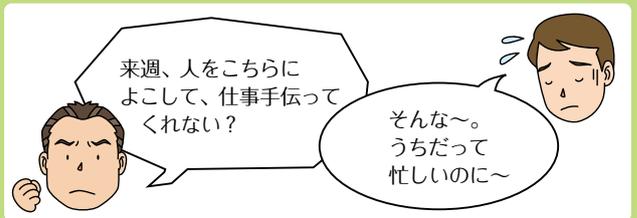
割引困難な手形の交付

下請代金の支払いに際して、一般的な金融機関で割引が困難な手形（例えば繊維業は90日超、その他の業種は120日超の長期手形など）を交付することです。



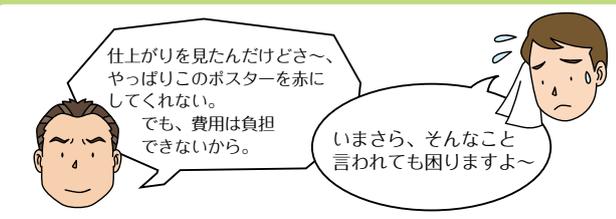
不当な経済上の利益の提供要請

正当な理由がないにも関わらず、親事業者が自己のために下請事業者に対して、金銭・役務の提供をさせることです。



不当な給付内容の変更、不当なやり直し

下請事業者に責任がないにも関わらず、親事業者が事後に発注内容を変更したり、やり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害することです。



下請代金支払遅延等防止法の詳細についてはHPをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>

参考 下請取引の適用対象チェック

下請代金法では、適用の対象となる『下請取引』の範囲を、以下の両面から定めています。

うちの取引は
下請取引に
なるのかなあ。

取引当事者の資本金(又は出資金の総額。以下同じ。)の区分

(「親事業者」と「下請事業者」の定義)



取引の内容

(「製造委託」「修理委託」
「情報成果物作成委託」「役務提供委託」)



チェックポイント1 委託取引の内容は？

- ①物品の製造、②物品の修理、
- ③プログラムの作成、
- ④運送・物品の倉庫保管・情報処理

YES

- ①放送番組や広告の制作、商品デザイン、製品の取扱説明書、設計図面などの作成など、**プログラム以外の情報成果物の作成**
- ②ビルや機械のメンテナンス、コールセンター業務などの顧客サービス代行など、**運送・物品の倉庫保管・情報処理以外の役務の提供**

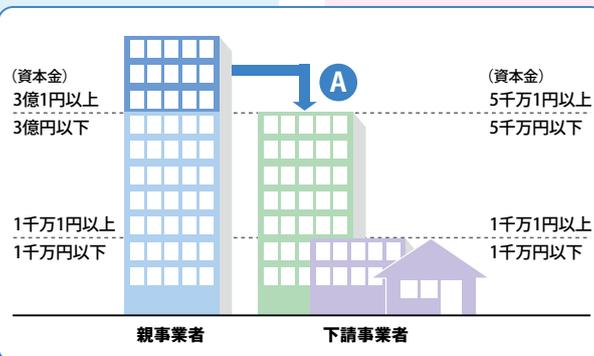
YES

チェックポイント2 自社の資本金額は？

自社の資本金が3億1円以上ですか。

YES

資本金3億円以下の会社や個人事業者に外注していれば、下請代金法が適用されます(右図のA参照)。



自社の資本金が5千万1円以上ですか。

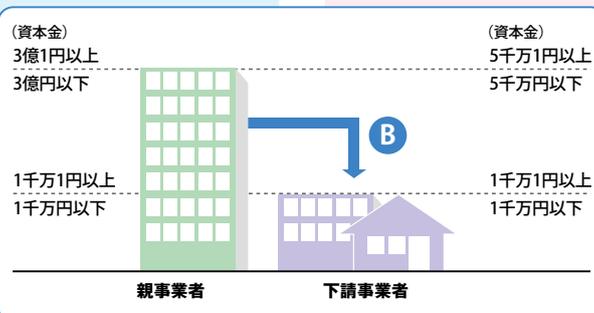
YES

資本金5千万円以下の会社や個人事業者に外注していれば、下請代金法が適用されます(左図のA参照)。

自社の資本金が1千万1円以上～3億円以下ですか。

YES

資本金1千万円以下の会社や個人事業者に外注していれば、下請代金法が適用されます(右図のB参照)。



自社の資本金が1千万1円以上～5千万円以下ですか。

YES

資本金1千万円以下の会社や個人事業者に外注していれば、下請代金法が適用されます(左図のB参照)。

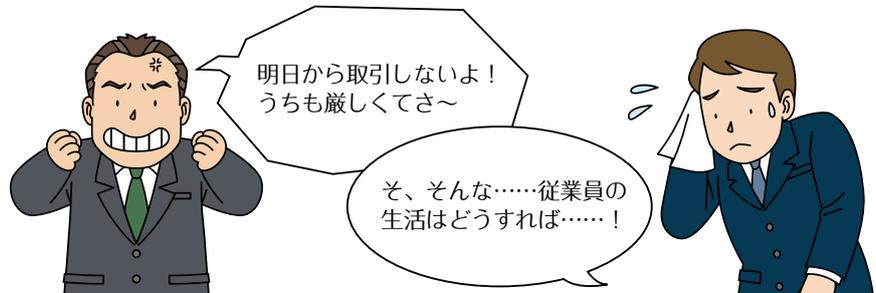
資本金の区分と取引の内容により、取引の発注者(親事業者)に該当した場合は、「優越的地位にある」として取り扱われ、『4つの義務』と『11の禁止事項』が課せられるとともに、下請取引に係る親事業者の不当な行為は規制の対象となります。

3 下請中小企業振興法 下請中小企業の振興のための支援策を講じています。

親事業者が協力すべき事項（「振興基準」）

「振興基準」には、親事業者が下請事業者に配慮すべき事項等が記載されています。親事業者は、下請事業者に対する発注量の平準化や納入頻度の適正化、取引停止の予告などに協力してください。

例えば、（振興基準 第2 7）
取引停止は、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告



また、対価の決定や納品の検査などについては、双方の話し合いによって取決めてください。

例えば、（振興基準 第4 1. 1）

取引対価は、取引数量、品質、材料費、労務費、運送費、市価の動向等を考慮した合理的な算定方法に基づき、下請事業者の適正な利益を含むものとなるよう、双方で協議の上決定。

（平成21年度は年末及び年度末に関係事業者団体に対し、下請事業者への配慮を行うよう要請しました。）

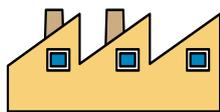
【問い合わせ先】中小企業庁取引課 03-3501-1669(直)

下請事業者の支援（「振興事業計画」）

複数の下請事業者と親事業者が協力して事業計画を作成し、国の認証を受けて事業を行うとき、金融上の支援措置が受けられます。

振興事業計画の事例

A社（自動車部品製造）と下請事業者19社の共同事業



親事業者

親事業者の協力事項

発注契約の長期化（1～2年）、設計の明確化（コンピューターによる図式化・数値化）、取引停止の予告（十分な時間的余裕をもって）等

共同作業

物流効率化のため物流配送センターを共同で設置等

親事業者の協力事項

設計技術の向上（親事業者向上での実習）、技能の向上（資格取得講習会の開催）、公害管理者の育成

こうした共同事業によるメリットの他に、次の支援措置があります。

①高度化資金貸付

工場団地等の建設や共同工場等の共同施設の設置に必要な資金の無利子貸付

②中小企業信用保険法の特例

事業に必要な資金について、流動資産担保保険の特例措置

・付保限度額の別枠化（2億円→4億円）

・保険料等の引き下げ（0.46%→0.29%）



下請事業者

【問い合わせ先】中小企業庁取引課 03-3501-1669(直)

4 下請かけこみ寺をご活用ください

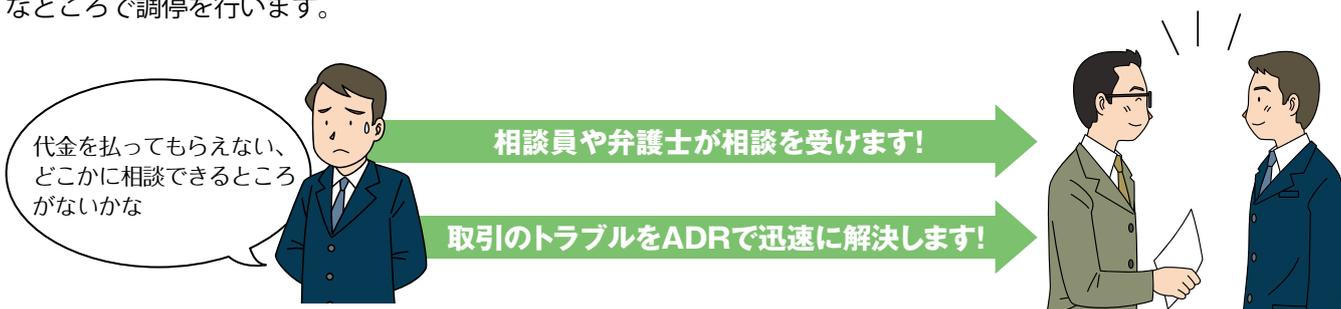
下請かけこみ寺を47都道府県に整備し、きめ細かな取引相談、迅速な紛争解決、ガイドラインの説明会を開催するなど、適正取引を推進します！

◆各種相談の対応

中小企業の皆様からの企業間取引に関する様々なご相談（取引あっせん、経営、技術、金融、労働等に関する相談は除きます。）に、相談員等が親身にお話を伺い、適切なアドバイス等を行います。

◆裁判外紛争解決（ADR）を活用した迅速な解決

中小企業の皆様が抱える企業間取引に係る紛争を迅速、簡便に解決するため、全国各地の弁護士が相談者の身近なところで調停を行います。



【問い合わせ先】中小企業庁取引課 03-3501-1669(直)

下請かけこみ寺本部:(財)全国中小企業取引振興協会 03-5541-6655(専用ダイヤル)

下請かけこみ寺:各都道府県下請企業振興協会(巻末参照)

◆取引あっせん

財団法人全国中小企業取引振興協会（全取協）は、都道府県中小企業振興機関（都道府県協会）と連携して、中小企業の販路拡大を支援するため、きめ細かな取引あっせんを行っています。

ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）

インターネットを活用した受発システムであるビジネス・マッチング・ステーション（BMS）を運用し、中小企業の取引先の開拓や販路拡大等をお手伝いしております。

<http://www.biz-match-station.zenkyo.or.jp/>（利用料・登録料等無料）



商談会開催

取引環境の変化等に伴い、その影響が広範囲にわたって影響される地域の中小企業を対象に、全取協と都道府県協会との連携により、面談方式による新規取引先の開拓等の推進を目的に商談会を開催します。

参考 講習会の実施

下請取引に関する法令の内容を周知するため講習会を開催しています。

下請取引適正化推進講習会（毎年11月） 中小企業庁、公正取引委員会

下請取引改善講習会（通年）（財）全国中小企業取引振興協会

※実施会場については、下記問い合わせ先まで

【問い合わせ先】中小企業庁取引課 03-3501-1669(直)

(財)全国中小企業取引振興協会 03-5541-6688(直)

お問い合わせ先

なんでも相談ホットライン 受付時間: 月～金 9:00～19:00 土 10:00～15:00

全国
共通

0570-009111

※通話料は発信者側の負担となります
※携帯電話(一部除く)、自動車電話、PHSからはご利用になれません

下請代金法・下請振興法、その他下請中小企業政策全般

中小企業庁	事業環境部	取引課	TEL.03-3501-1669 (直通)
北海道経済産業局	産業部	中小企業課	TEL.011-709-3140 (直通)
東北経済産業局	産業部	中小企業課	TEL.022-221-4922 (直通)
関東経済産業局	産業部	中小企業課	TEL.048-600-0325 (直通)
中部経済産業局	産業部	中小企業課	TEL.052-951-2748 (直通)
近畿経済産業局	産業部	中小企業課	TEL.06-6966-6023 (直通)
中国経済産業局	産業部	中小企業課	TEL.082-224-5661 (直通)
四国経済産業局	産業部	中小企業課	TEL.087-811-8529 (直通)
九州経済産業局	産業部	中小企業課	TEL.092-482-5447 (直通)
沖縄総合事務局	経済産業部	中小企業課	TEL.098-866-1755 (直通)

下請代金法

公正取引委員会 企業取引課 TEL.03-3581-3375 (直通) <http://www.jftc.go.jp>

取引あっせん・ビジネスマッチングステーション、下請かけこみ寺

(財)全国中小企業取引振興協会 TEL.03-5541-6688 (代表) <http://www.zenkyo.or.jp/>
TEL.03-5541-6655 (下請かけこみ寺本部・専用ダイヤル)

各都道府県下請企業振興協会 <http://www.zenkyo.or.jp/association/index.htm>

下請適正取引等の推進のためのガイドライン

各業種別ガイドラインは、以下のホームページでご覧いただくことが可能です。

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/guideline.htm>

経済産業省 TEL.03-3501-1511 (代表)

【素形材】製造産業局 素形材産業室

【自動車】製造産業局 自動車課

【産業機械・航空機等】製造産業局 産業機械課、
航空機武器宇宙産業課

【繊維】製造産業局 繊維課

【建材・住宅設備】製造産業局 住宅産業窯業建材課

【情報通信機器】商務情報政策局 情報通信機器課

【情報サービス・ソフトウェア】商務情報政策局 情報処理振興課

【広告】商務情報政策局 文化情報関連産業課

【鉄鋼】製造産業局 鉄鋼課

【化学】製造産業局 化学課

【紙・紙加工品】製造産業局 紙業生活文化用品課

【印刷】商務情報政策局 文化情報関連産業課

国土交通省 TEL.03-5253-8111 (代表)

【建設業】総合政策局 建設業課

【トラック運送業】自動車交通局 貨物課

総務省 TEL.03-5253-5111 (総務省代表)

【放送コンテンツ】情報流通行政局 コンテンツ振興課 (情報通信作品振興課)

相談室

中小企業相談官が、中小企業施策や経営に関する相談等にお答えします。

中小企業庁 相談室 TEL.03-3501-4667 (直通)

中小企業庁 ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>

中小企業庁広報室 〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 TEL.03-3501-1709

中小企業庁受託事業により全国中小企業団体中央会が作成・印刷したものです

